

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜丘会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。  
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間400万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」及び別記1「非常勤理事の報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

#### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等の支給日は、職員給与規程に準ずるものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表 常勤理事俸給表

号	月 額 (円)
1	200,000
2	300,000
3	400,000
4	500,000
5	600,000

別記1 非常勤理事・監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 一人一律 11,137 円

別記2 評議員の報酬

評議員会出席の都度 一人一律 11,137 円

## 社会福祉法人桜丘会 役員等退職慰労金支給内規

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜丘会（以下、「法人」という。）の役員等の退職慰労金に関する事項について定める。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員で、常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

### (退職慰労金)

第3条 役員が退任した場合には、第4条に定める基準に基づき退職慰労金を支給する。

### (退職慰労金の計算方法)

#### 第4条

- 1 常勤役員には、500,000円×在任年数により得られた額を支給する。  
ただし、特に功績のあった役員には1.0～1.5の功績倍率を乗ずる。
- 2 1.以外の役員には、在任年数×10,000円により得られた額を支給する。
- 3 退職慰労金の上限は2,000万円とする。
- 4 退職慰労金の支給にあたっては、支給額、支給の可否も含めて理事会で議決し、その後最初に開催される評議員会に報告する。

### (在任年数の計算)

第5条 退職慰労金の算定の基礎となる在任年数の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの年数とする。

- 2 在任期間に1年未満の端数がある場合には、その月数は四捨五入する。

### (減額又は支給停止)

第6条 退任した役員のうち、在任中に法人に重大な損害を与えた者には、これを減額または支給停止することができる。

- 2 解任された役員には、これを支給しない。
- 3 法人の財務運営に支障をきたす恐れがある場合には、これを減額又は支給

停止することができる。

- 4 第1項から第3項の規定は、いずれも理事会の議決により決定し、決定後最初に開催される評議員会に報告する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は評議員会の承認を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成29年6月23日(定時評議員会の議決日)から施行する。